

農地の効率的利用と担い手の経営安定

要約

担い手への新規集積面積拡大

担い手以外が利用する農地について、担い手への集積に取り組んだ結果、R3~R4の2ヶ年目標であった44.0haを上回る64.6haを新規に集積することができた。

特定農業振興ゾーンの設定推進

県等の施策を集中し、高収益作物の生産拡大や耕作放棄地の解消等に取り組む特定農業振興ゾーンについて、宇陀市の大宇陀岩清水集落を中心とした「大宇陀政台北部地区」を設定することができた。

現状(背景)と課題

- 農地中間管理事業のスタートした平成26年度から令和2年度までに累計84.4haの農地を集積。
- 令和2年度に特定農業振興ゾーンに設定された宇陀市伊那佐東部地区に続き、新たなゾーン設定の動きがある。
- 担い手である農業経営体への農地集積を、一層推進する必要がある。

目標

- 管内2ヶ所目となる特定農業振興ゾーンの設定。
- 管内で毎年20ha以上の新規の農地集積。

活動内容

<担い手への新規集積面積拡大>

- 対象：担い手（借受者）、農地貸付希望者等
- 担い手対象イベントにおける農地中間管理事業の周知、重点地区での借受者と貸付者登録推進

<特定農業振興ゾーンの設定推進>

- 対象：宇陀市大宇陀岩清水・大宇陀調子・大宇陀塚脇集落の農業者
- 地域の役員や中心的担い手を対象とした説明会の実施、地域内農地の利用状況を調査

成果

- 令和4年12月に新たな特定農業振興ゾーン「宇陀市大宇陀政台北部地区」が設定され、地区と県、市との協定が締結された。
- 令和3年度は24.0ha、令和4年度は40.6haの農地を新規集積した。



特定農業振興ゾーン「宇陀市大宇陀政台北部」



地元役員との打合せ

東部農林振興事務所農業振興課
担当：担い手・農地マネジメント係 藤田
農地マネジメント推進事業

普及活動のポイント

- ・市村や農業委員会、なら担い手・農地サポートセンター等との連携により認定農業者・新規就農者等の農地の受け手や、農地貸付希望者の動向を把握するとともに、農業者向けイベントや農業者との個別面談時に農地中間管理事業をPRすることにより、マッチングを図った。
- ・特定農業振興ゾーンの候補地区の担い手の意向確認や地元役員との協議を通じ、地区の農業の方向性を共有した。

対象の変化

- ・農業法人や水稲・茶生産者等への農地集積が進み、大規模化が進んだ。
- ・新規に設定した特定農業振興ゾーンでは、低利用農地の有効活用に向けて、地元役員を中心に新規品目の試作が開始されている。

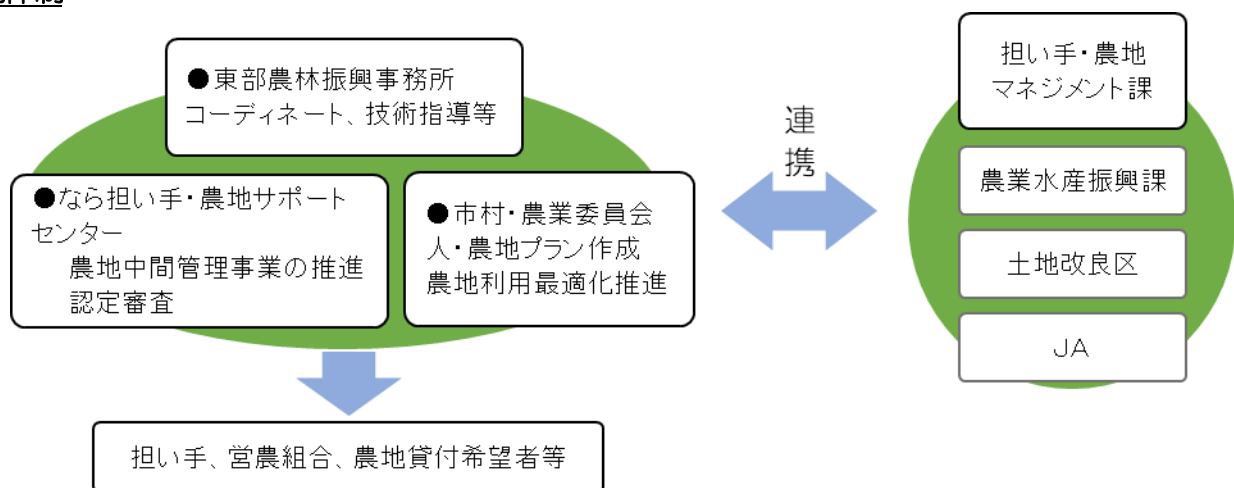
対象者からのコメント

- ・農道や水路等の農業生産基盤の老朽化が問題となっているが、特定農業振興ゾーン設定を機に、施設の更新を進め、農業生産の拡大につなげていきたい。

これからの活動ビジョン

- ・特定農業振興ゾーンにおける農業産出額の増加を図るには、担い手である農業経営体の労働生産性の向上や出荷ロスの低減などの実現が必要であることから、補助事業等の活用も検討しつつ、技術面・経営面の支援を継続する。
- ・担い手への農地集積・集約の推進については、規模縮小や離農により農地を利用しなくなる農業者の情報を速やかに把握し、マッチングを図ることが必要である。これまでは地域にネットワークを持つ特定の農業者等の情報に頼ってきたが、今後は地域計画の策定支援を通じ、農地の潜在的な貸し手の把握・共有を推進する。

活動体制



用語解説

特定農業振興ゾーン

奈良県独自の取組として、農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を優先的に図るエリアを設定。県内で10地区、宇陀市内で2地区を設定。(R5.3現在)

農地中間管理事業

法に基づき、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構（なら担い手・農地サポートセンター）が、出し手から一括して農地を借り入れ、担い手等に貸し付ける事業。